



広報



2021年

つるい



718号

～地域とタンチョウが共生するむら～



the most beautiful
villages
in japan

鶴居村は
「日本で最も美しい村」連合に
加盟しています



鶴居村マスコットキャラクター
「つるぼー」

目次

むらの話題	2
鶴居村ふるさと納税の状況について	3
介護保険制度のお知らせ	4～6
後期高齢者医療制度のお知らせ	7
狂犬病予防注射のお知らせ	8
消防署からのお知らせ	9
お元気ですか保健師です	10
みんなの掲示板	11
鶴居村図書館だより	12
シリーズタンチョウ	13

鶴居村村民福祉センター愛称「あすぽっと」決定記念品贈呈式



8月に開所予定の鶴居村民福祉センターの愛称が「あすぽっと」に決定したことから、この愛称を応募された鶴居市街の黒澤さんに記念品を贈呈しました。愛称には施設がボランティア活動や趣味活動による交流をはじめ、今後ますます住民福祉活動が推進されるよう、そして明日や未来につながる拠点（スポット）となるようお願いが込められています。39件の応募の中から愛称が選ばれた黒澤さんは「応募件数が多かったのを選んでいただいていた非常にうれしい」と述べていました。

村内各小学校で交通安全教室



村内3校の小学校で交通安全教室が実施されました。歩道の歩き方、横断歩道の渡り方や自転車での交通ルールを学ぶため、鶴居駐在所の武田所長から登下校時における交通の注意事項の説明を受けたのち、学校周辺道路を歩いたり自転車に乗って確認をしました。また、鶴居小学校では交通安全教室用の小型信号機を使用して、自動車が来っていないかを自分の目で安全を確認して、手を挙げて渡る練習を行いました。

新型コロナワクチン接種の開始



新型コロナウイルスワクチン接種のご案内 今後のスケジュールについて

対象者	集団接種の時期	予約
65～74歳	1回目：7月3・4日 2回目：7月24・25日 ※75歳以上でまだ受けていない方も申込可能です	6月14・15・16日 予約専用電話にて受付
基礎疾患のある方	8月以降～※ ※ワクチンの入荷の状況により前後いたします	予約の前に接種券が届きます
上記以外	未定	3週間をあけて2回接種 予約受付日に事前予約

★注意★集団接種会場での接種を予定しており、診療所での個別接種は行いません



75歳以上の一般高齢者への新型コロナウイルスワクチン集団接種が5月8日、9日より始まりました。今後、75歳以上の2回目の接種や6月以降に65～74歳やその他の方にも段階的に接種できるように調整していきます。集団接種のスケジュールは左図をご確認ください。※ワクチンは1回目の接種から3週間開けて2回目の接種を受ける必要があります。※接種の対象者には予約前に接種券が届きます。※今後の状況により変更となる場合があります。

鶴居村ふるさと納税の状況について

ふるさと納税寄附金 温かいご支援 ありがとうございます



寄付総額
43,249,000 円

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）も村内出身の方々、鶴居村の取り組みを応援していただく多くの方からご支援をいただきましたので報告します。

ご寄附を賜りました皆さまに、あらためてお礼申し上げます。ありがとうございました。

使 途	件 数	金 額
特別天然記念物「タンチョウ」愛護に関する事業	274件	4,226,500円
釧路湿原を含めた自然環境の保全等に関する事業	380件	5,540,000円
地域振興および地域福祉等に関する事業	90件	957,500円
教育および文化スポーツの振興に関する事業	60件	892,500円
子ども子育て及び青少年の人材育成に関する事業	252件	2,566,500円
用途を指定しない（鶴居村におまかせ）	2,529件	29,066,000円
合 計	3,585件	43,249,000円

鶴居村のホームページでも、ふるさと納税の仕組みや申込方法、ふるさと納税のお礼の品等を紹介しています。

鶴居村は美しいむらづくりをめざしています。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いします。

【ふるさと納税について】

<https://www.vill.tsurui.lg.jp/sonsei/gyosei/furusato/>

【お問い合わせ先】

役場企画財政課むらづくり推進係 ☎ 0154-64-2112

介護保険制度が 変わります！

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料（50％）と、国・道・村が負担する公費（50％）を財源としており、介護が必要になった時には、費用の一部を支払うことで誰もがサービスを利用することが出来る「支え合い」の制度です。

村では、国の制度改正に則り、これまでの実績や将来推計を基に見直しを行い、「第8期介護保険事業計画※」を策定しました。令和3年度～令和5年度までの3年間は、この新しい事業計画に沿って、介護保険を運営していきます。

※計画は村のホームページで公開しています。

【介護保険料の引き下げ】

高齢化の進展に伴い、サービス費用も増加することが予測されますが、令和3年度から令和5年度までの65歳以上の方の保険料につきましては、介護保険準備基金を取り崩すことにより、下記のとおり減額改定します。

尚、第1段階～第3段階の方の保険料は、第7期に引き続き、公費投入により軽減されます。

所得段階	対 象 と な る 方	令和3年度からの保険料		(参考)
		年額保険料 (100円未満切捨て)	保険料の算定方法 (基準額 = 5,325円)	令和2年度の 年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の合計所得 + 課税年金収入が80万円以下	19,100円 (31,900円)	基準額 × 0.3 × 12 (0.5)	20,100円 (33,500円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の合計所得 + 課税年金収入が80万円を超え120万円以下	31,900円 (47,900円)	基準額 × 0.5 × 12 (0.75)	33,500円 (50,200円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の合計所得 + 課税年金収入が120万円を超える	44,700円 (47,900円)	基準額 × 0.7 × 12 (0.75)	46,900円 (50,200円)
第4段階	・本人が住民税非課税(世帯員課税)かつ本人の前年の合計所得 + 課税年金収入が80万円以下	57,500円	基準額 × 0.9 × 12	60,300円
第5段階	・本人が住民税非課税(世帯員課税)かつ本人の前年の合計所得 + 課税年金収入が80万円を超える	63,900円	基準額 × 1.0 × 12	67,000円
第6段階	・本人が住民税課税かつ本人の前年の合計所得が120万円未満	76,600円	基準額 × 1.2 × 12	80,400円
第7段階	・本人が住民税課税かつ本人の前年の合計所得が120万円以上210万円未満	83,000円	基準額 × 1.3 × 12	87,100円
第8段階	・本人が住民税課税かつ本人の前年の合計所得が210万円以上330万円未満	95,800円	基準額 × 1.5 × 12	100,500円
第9段階	・本人が住民税課税かつ本人の前年の合計所得が330万円以上800万円未満	111,800円	基準額 × 1.75 × 12	117,300円
第10段階	・本人が住民税課税かつ本人の前年の合計所得が800万円以上	127,800円	基準額 × 2.0 × 12	134,000円

※()は、公費投入による保険料負担軽減前の年額保険料及び負担割合です。

※合計所得とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。ただし、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額は控除します。また、合計所得に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合は、税制改正による給与所得控除額又は公的年金等控除額の引下げの影響が生じないように、これらの所得金額を調整します。

また、令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度まで減少した場合には、保険料の減免申請を行うことができます。対象となる方の要件や申請に必要な書類等につきましては、令和2年7月号の広報をご覧ください。

【介護保険制度の改正】

① 介護報酬の改正

令和3年4月に介護報酬が改定されました。

また、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4月～9月までは全てのサービスにおいて基本報酬に0.1%の上乗せが行われます。

介護報酬の改定に伴い、サービスを利用した時に支払う利用者負担額も変わりますが、利用者負担額は、利用されるサービスの種類や負担割合によつて異なりますので、個々の利用者負担額につきましては、利用されているサービス事業者にご確認ください。

尚、利用者の負担割合が記載されている「介護保険負担割合証」は、7月末で有効期限を迎えることから、7月中に新たな証を交付します。サービスを利用する際に必要となりますので、介護保険被保険者証とともに大切に保管してください。

② 高額介護（予防）サービス費の 上限額の一部変更

高額介護（予防）サービス費は、一か月に利用したサービスの利用者負担額を合算（同じ世帯に複数の利用者がいる場合には世帯合算）し、その額が下の表にある上限額を超えた時に、申請により超えた分が支給されるものです。

令和3年8月サービス利用分より、高額介護（予防）サービス費の利用者負担段階区分の内「現役並み所得者」の区分が細分化され、年収約383万円以上約770万円未満の世帯の上限額が月額44,400円に、年収約770万円以上約1,160万円未満の世帯は93,000円に、年収約1,160万円以上の世帯は140,100円に変更されます。

高額介護（予防）サービス費の支給対象となつた方には、「高額介護サービス費支給申請書」を送付しますので、必要事項を記載し、役場に申請してください。



7月までの利用者負担段階区分	上限額(月額)	8月からの利用者負担段階区分	上限額(月額)
○現役並み所得者同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、65歳以上の方の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の方	世帯 44,400円	○年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
○一般	世帯 44,400円	○約770万円～ 約1,160万円未満	世帯 93,000円
○住民税世帯非課税等	世帯 24,600円	○約383万円～ 約770万円未満	世帯 44,400円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円	左の表のとおり (変更なし)	
○生活保護の受給者	個人 15,000円		
○利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円		

③ 食費の基準費用額の変更

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割～3割の他、食費・居住費（滞在費）・日常生活費が利用者の負担となります。

利用者の負担額は、施設との契約により決められますが、標準的な費用が定められています。

現在、食費の標準的な費用は日額1,392円となっていますが、令和3年8月サービス利用分より、1,445円に変更されます。

④ 特定入所者介護（予防）サービスの費用の利用者負担段階と負担限度額の一部変更

特定入所者介護（予防）サービス費は、住民税非課税世帯の方の施設利用が困難とならないよう、食費・居住費（滞在費）が下の表にある負担限度額を超えた時に、超えた分が介護保険から施設に支給されるものです。

令和3年8月サービス利用分より、利用者負担段階の内「第3段階」の区分が細分化され、負担限度額の内食費の一部が変更されます。

また、預貯金等の資産要件が見直され、住民税非課税世帯の方であっても、預貯金等が次の金額を超える場合は、支給の対象外となります。

利用者負担段階		食事（日額）		居住費（滞在費、日額）			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	○本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ○生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	○本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方	390円	390円 8月から 600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	7月まで 本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	650円	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	8月から ① 本人及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	② 本人及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の方	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※（ ）は、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

○第1段階

単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

○第2段階

単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

○第3段階①

単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

○第3段階②

単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

対象となる可能性のある方には、7月中に「負担限度額認定申請書」を送付しますので、要件をご確認の上、必要事項を記載し、添付書類を添えて、役場に申請してください。

高齢者の皆様は、住み慣れた地域で将来に不安を持つことなく、健康で豊かな生活が送れるよう、引き続き介護保険事業の運営、介護保険料の納付にご理解・ご協力をお願いいたします。

尚、介護が必要であると感じられた方や、介護保険制度等にご不明な点がある場合は、次までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係（☎64-2116）

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和3年度の保険料等について ～

■ 6月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞

均等割 【1人当たり保険料】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得－最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切捨)
--	---	--	---	---

- 1年間の保険料の上限額は64万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

- ◆介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- ◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方

※保険料のお支払いが困難な場合は住民生活課後期高齢者医療担当へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民生活課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
【電話】011-290-5601

役場住民生活課
後期高齢者医療担当
【電話】0154-64-2113

令和3年度 狂犬病予防集合注射 実施日程表

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飼主の方はマスクの着用にご協力ください！～

6月22日（火）			6月23日（水）			6月24日（木）		
午前の部			午前の部			午前の部		
順	場 所	開始時刻	順	場 所	開始時刻	順	場 所	開始時刻
1	ふれあい農園前	9:00～	1	武藤清隆宅前	9:00～	1	齊藤滋宅前	9:10～
2	中雪裡下雪裡線交差点 (牧野光雄宅付近十字路)	9:10～	2	三木茂弘宅前	9:10～	2	井上元嗣宅前	9:20～
3	太田工宅前	9:20～	3	消防上幌呂3分団詰所前	9:30～	3	八木澤栄蔵宅前	9:30～
4	長尾直宅前	9:40～	4	宮崎昭夫宅前	9:50～	4	遠藤範幸宅前	9:45～
5	下雪裡道々交差点 (駐車帯)	9:50～	5	新幌呂会館前	10:00～	5	下久著呂コミセン	10:00～
6	青山桂子宅前	10:10～	6	明歩谷正志宅前	10:10～	6	合田徳三宅前	10:20～
7	生きがい野菜倶楽部	10:20～	7	山村匡男宅前	10:20～	7	渡部隆信宅前	10:40～
8	鶴居中学校前	10:50～	8	小田芳史宅前	10:30～	8	増田慶一宅前	11:00～
9	鶴居村民広場	11:20～	9	小田章充宅前	10:40～	9	佐々木賢治宅前	11:15～
			10	鈴木農場	10:50～	10	菱沼岩男宅前	11:30～
			11	松井俊治宅前	11:00～			
午後の部			午後の部			午後の部		
順	場 所	開始時刻	順	場 所	開始時刻	順	場 所	開始時刻
1	岡田健作宅前	13:10～	1	太田理枝宅前	13:10～	1	支雪裡コミセン前	13:10～
2	消防幌呂2分団詰所前	13:20～	2	山本政幸宅前	13:20～	2	大石周宅前	13:30～
3	阿部津子宅前	13:50～	3	中雪裡西御不動前	13:40～	3	高橋農場前	13:50～
4	尾田俊行宅前	14:00～	4	菊地孝範宅前	13:50～	4	ニチモク林産鶴居 工場前	14:10～
5	関根菊夫宅前	14:10～	5	茂雪裡コミセン前	14:00～	5	鶴居消防署前	14:30～
6	五十嵐友三宅前	14:30～	6	松井良広宅前	14:20～			
7	釧路カントリークラブ入口	14:40～	7	菊地栄司宅前	14:30～			
8	下幌呂コミセン前	15:00～	8	ファミリースポーツ センター前	14:50～			
9	佐藤チエ子宅入口	15:15～	9	農業共済組合 鶴居家畜診療所前	15:15～			
10	夢の杜団地公園 (セイコーマート横)	15:30～						

- ※ 注射料金は1頭につき、3,240円です。新規登録の場合は、注射料金のほか登録料3,000円がかかります。
 また、ご自宅等での戸別注射には、往診料として1,000円が別途にかかります。
 ※ 開始時刻は目安です。遅れる場合もありますが、できるだけ開始時刻前までにお集まりください。
 ※ 畜犬登録をされている方へは、はがきを送付しています。はがきには最寄りの指定場所を記載していますが、記載以外の場所で受診されても差し支えありません。
 ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、上記日程が変更となる場合があります。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課生活環境係 ☎0154-64-2113



危険物安全週間について

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため、毎年６月の第２週は危険物安全週間とされています。今年度は「**事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム**」を統一標語とし、令和３年６月６日(日)から１２日(土)までとなっています。家庭内でよく使用する灯油等の事故を防ぐため一人一人が危険物の危険性を認識し下記のこと
に注意して取り扱いましょう。

家庭内で危険物の事故を防ぐポイント

- ・ 不要な火気は使わないようにしましょう。
- ・ 適正な容器で保管しましょう。
- ・ 高温になる場所には置かないようにしましょう。
- ・ 定期的に換気をしましょう。
- ・ 子どもの手の届かないところに保管しましょう。
- ・ 整理整頓を心がけましょう。

危険物の取扱いや防火に関するご相談は鶴居消防署（☎64－2344）までご連絡ください。



多言語通訳サービスについて

日本語が話せない外国の方でも安心して119番通報が出来るようになりました。

釧路北部消防事務組合では、外国人からの119番通報や救急・災害現場でのコミュニケーションをとるため、電話での同時通訳を用いた「多言語通訳サービス」を令和3年5月1日から運用しています。身近に外国人のお知り合いがいる方は、ぜひこのサービスを紹介してください。

- Even foreign people who do not speak Japanese can call 119 with peace of mind.
- 即使对于不会说日语的外国人，也可以放心地拨打119。
- 일본어를 구사하지 않는 외국인도 안심하고 119 번으로 전화할 수 있습니다.

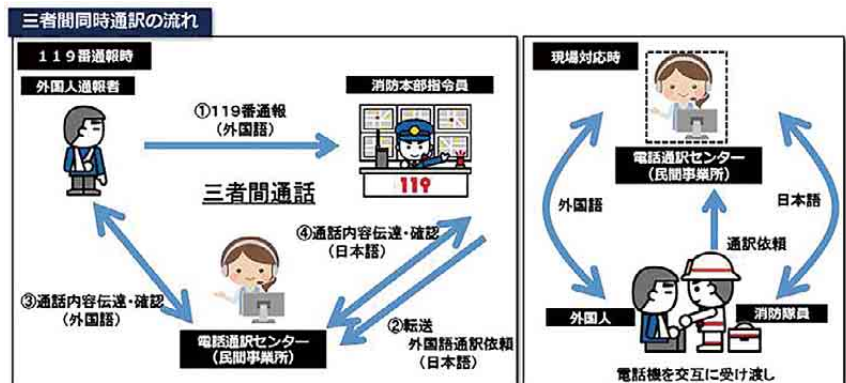
運用体制24時間365日

対応言語 (20言語)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、タガログ語
インドネシア語、ネパール語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語、マレー語
ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語

通報手順

- (1)携帯電話から119番にかけます。
- (2)消防通信指令室（弟子屈消防署内）に繋がります。指令員の日本語が分からなくても電話を切らずに待ってください。
- (3)通報された方、指令員、コールセンター通訳者の三者通話となります。



鶴居村防火標語の募集について

消防では第2回鶴居村防火標語を募集いたします。火災予防について考え、村民一丸となり「火災ゼロ」を目指しましょう！！

応募については消防より配布した応募用紙に記入の上、消防署に提出してください。最優秀賞に選ばれた作品については消防のイベントでの活用や鶴居小学校（消防署前）、幌呂小学校、下幌呂消防部詰所に掲示されるほか、入賞された方には消防署長より表彰状及び副賞を贈呈いたします。

※応募用紙は消防署にも用意をしていますので、必要な方は消防署までお越しください。

募集期間 令和3年6月1日～令和3年7月31日

防火標語使用期間 令和3年10月15日～令和4年10月14日



第8期鶴居村介護保険事業計画

「健やかに 生きがいを持って みんなで支え合えるむらづくり」

第8期介護保険事業計画では、2025年に向けた「地域包括ケア計画」として第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現をめざします。

高齢者やその家族の皆さんに対して行っている取り組みの一部を紹介します。

●介護予防教室「ふまともくらぶ」

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で自粛生活によるフレイル※を予防するために感染予防に留意し介護予防教室を開催します。ふまねっと運動や教材を使った簡単な「読み・書き・計算」「栄養」「口腔機能向上」などについて学び元気なうちから介護予防に取り組む教室です。令和3年度は8月頃からの開催を予定しています。

※フレイル：健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。



ふまねっと運動

●認知症に関する相談

認知症は誰もがなる可能性がある病気であり、早めの対応が必要です。認知症になっても安心して生活を持続するために地域包括支援センター内に「認知症地域支援推進員」を配置し認知症の相談に応じています。

また認知症の専門家によって構成された認知症初期集中支援チームでは認知症の方や認知症の疑いのある方、そのご家族のもとを訪問して、認知症についてのお困りごとや心配ごとなどの相談に対応し必要に応じて医療・介護サービスに関する情報提供や助言を行います。

●在宅医療・介護連携に関する相談

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括支援センター内に在宅医療・介護連携窓口を設置しています。

入退院の際には患者、利用者又は家族の要望を踏まえ医療と介護関係者の調整を行い切れ目のない在宅医療と介護の提供の連携を促します。

●生活支援体制の充実

老人クラブを圏域に村内5地域で介護予防につながる集いの場「認定サロン」を開催しています。地域の課題やニーズをもとに実情にあった生活支援サービスの検討やボランティア等による生活支援サービスの提供体制の構築を目指します。

●家族介護者交流事業「もぐらの会」

安心して介護を続けていくために介護からひととき離れ介護者同士や過去に介護を経験した方との交流を通して心身のリフレッシュを図るほか、介護の相談や介護用品の紹介など介護に関するあらゆる相談に応じます。

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように高齢者ご本人やご家族をサポートする相談窓口です。役場保健福祉課内に設置され保健師や認知症地域支援推進員が対応します。相談内容に応じて適切な機関などと連絡を取り、必要な情報やサービスの提供や関係機関の紹介などをして問題の解決に努めます。

高齢者の心配事や悩みはさまざまです。どこに相談すればよいかわからないときはまず地域包括支援センターにご相談ください。(電話 64-2999 直通 鶴居村役場保健福祉課内)



6/4～6/10 歯と口の健康習慣

歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発と、歯科疾患予防に関する適切な習慣の定着を図り、早期発見及び早期治療等を徹底し歯の寿命を延ばし、国民の健康の保持増進に寄与することを目的としています。



みんなの掲示板

人口の動き

(前月比)

※令和3年4月末時点

総人口 2,515人 (+2)

男性 1,262人 (+2)

女性 1,253人 (±0)

うち外国人人口

33人 (±0)

世帯数 1,212世帯 (+9)

お誕生おめでとうございます

(4月届出分)

谷口 雅友 くん

男の子 鶴居市街

募集

栗山町立北海道介護福祉学校の令和4年4月入学学生募集・体験入学

福祉のまち「くりやま」にある介護福祉士養成校(2年制専門学校)「栗山町立北海道介護福祉学校」で介護福祉士のプロを目指しませんか?

・見て、聞いて、体験 一日体験入学(オープンキャンパス)を開催します。

・介護現場で即戦力として必要とされる人材を育む充実したカリキュラム。

・公立ならではの低学費(2年間最大175万円、返済免除となる修学資金などのサポートあり)

○日時 6月26日(土) 午前10時から午後1時半
以降 7月24日(土)、8月28日(土)、9月25日(土)、10月30日(土)を予定

○内容 介護実技体験・模擬授業・地元食料を使用したランチ談話交流(保護者同伴可・ランチ付・交通費一部助成)

○申込 電話・学校ホームページより

○お問い合わせ先

〒069-1508

夕張郡栗山町字湯地60番地

栗山町立北海道介護福祉学校

☎ 0123-72-6060

安心安全

6月1日から31日までは「水防月間」

国土交通省では、出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的に「水防月間」を定めています。

「洪水から守ろうみんなの地域」をテーマに、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加する水防訓練の実施、水防警報等の情報伝達体制の確保及び重要水防個所の周知徹底等各地域において様々な取組を実施します。

出水期前に防災体制、ハザードマップ等を確認し災害に備えましょう。

○お問い合わせ先

国土交通省河川局防災課
☎ 03-5253-8457

自転車も 車と一緒に その責任

自転車はとても便利な乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な交通事故につながることもあります。自転車に乗るときは、子どもはもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり夜間は自転車の側面に反射機材を取り付けましょう。

○お問い合わせ先

☎ 0154-23-0110

釧路警察署

その他

知っていますか?

道の「苦情審査委員」制度

「北海道苦情審査員」制度とは、道が行った業務や制度の内容を審査する制度で、皆さま自身の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

皆さまに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果は、道の機関に是正や改善を求めます。

○申立て方法

苦情申立書に必要事項を記入し、苦情申立て窓口へ提出してください。郵送、ファックス、メールでも申立てができます。道のホームページからも申立書をダウンロードできます。(「道政相談」で検索)

○申立て窓口・お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター

札幌市中央区北3条西6丁目

☎ 011-204-5523 (直通)

FAX 011-241-8181

メール kuyoukoueki@prefhokkaido.lg.jp

各総合振興局 総務課

鶴居歯科診療所 中陣純一 所長
退任について

本村で唯一の歯科医師として歯科口腔衛生治療にご尽力いただき、乳幼児健診や学校健診等の保健衛生事業にも多大なご貢献をいただいた中陣純一 所長が本年6月末をもって退任されることとなりました。

後任には、釧路市内の中村歯科医院で理事長を務められている中村正利氏が着任されます。

診療開始日や診療時間については、後日、村ホームページ・IP告知放送・広報つるい7月号でお知らせいたします。

鶴居文芸

凍原社5月句(俳句)

公園の桜咲きてもコロナ禍に	ミヤノ
公園の砂場の親子うらけし	ちえこ
公園の木道一本風光る	春夢子
南風強し火の用心の公用車	和子
主人公抱いて見上げるこのぼり	公子
かつ公正に物事決める里桜	恒子
戦時中子等におはぎを公正に	紀代子

新刊案内

鶴居村図書館だより

新型コロナウイルス感染予防のため、図書館・ふるさと情報館をご利用の方は手洗いや消毒、マスク着用等のご協力をお願いいたします。また、発熱がある等、体調不良の方はご利用をお控えいただきますようお願いいたします。

- 開館時間……10:00～18:15
- 休館日……**6月の休館日は6/29(火)です。**
- 貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】
2週間（1人10冊まで）
【CD・VTR・DVD】
2週間
（CD3点、VTR2点、DVD 1点まで）

誰かに話したくなる摩訶不思議な生きものたち



岡部 聡 著
人間の漁を手伝うブラジルのイルカ、子育てするアマゾンの古代魚ピラルクー…。『NHKスペシャル』『ダーウィンが来た!』などの名物TVマンガ、世界各地の現場で見て感じた、自然の中の生きものたちの物語を綴る。

保存食&食べ方テク



ダンノマリコ 著
旬の食材を「干す」「漬ける」「煮る」だけ。旬の野菜や果物、魚介、肉をまるごとおいしく食べきる「保存食」のレシピを、プロセス写真とともにわかりやすく解説。おすすめの食べ方も紹介する。

白鳥とコウモリ



東野圭吾 著
竹芝桟橋近くの路上に違法駐車されていたセダンの後部座席から、男性の遺体が発見された。運転免許証と名刺から、弁護士であることが判明し…。

ネットの約束 今から知っておきたいルールとマナー



日経BPコンサルティング 情報セキュリティ研究会 著
インターネットではいけないこと、SNS利用の注意点、身近なところにもあるサイバー犯罪…。情報セキュリティの基礎知識を漫画とイラストで解説。インターネットを利用するときに知っておきたい大切なことがわかる。

あおぞらこども食堂はじまります！

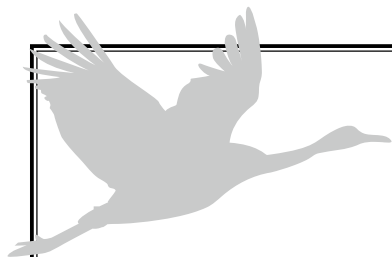


いとうみく 作
丸山ゆき 絵
「こども食堂」ってどんなところ？ みんな一緒にご飯を食べたり、お喋りしたり、本を読んだり…。全国に広がるこども食堂を舞台にした、おいしい食べ物がいっぱいの、心あたたまるお話。

ねむろんろん



こしだミカ え
村中李衣 ぶん
「きたのくにくらわたりどり かぞくやなかまとはぐれぬように」「たいりょうばたをはためかせじつげんまるのはれすがた」…。豊かな自然に囲まれた根室のまちで生きる人と生きものを描く。



シリーズ
タンチョウ
Vol. 317

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

櫻井真弓

〒085-1205 鶴居村中雪裡南 ☎64-2620/FAX64-2239

鶴居 タンチョウ

検索



タンチョウもソーシャルディスタンスなの？

タンチョウについて多くの人に知ってもらおうとサンクチュアリで制作した「こんにちはタンチョウ」という小冊子では、「夏はふたりで冬はみんなで」と、タンチョウの一年の暮らしを表現しています。けれども、春になって給餌場からタンチョウがいなくなると、村内のいたるところで1羽で行動するタンチョウに出会います。もちろん立派な大人のタンチョウですが、独り者ではありません。今年は、ちょうど「まん延防止等重点措置」だなんて聞きなれない言葉がニュースで飛び交っている頃に、1羽でいるタンチョウを見かける時期が重なりました。もしかして、タンチョウの世界でもソーシャルディスタンスなの？

春、親から離れたばかりの幼鳥や、まだつがい相手のいない若いタンチョウは、グループになって農場敷地内で牛の餌を盗み食ったり、畑に入って悪さをします。タンチョウの農業被害の問題は、タンチョウとの共生を目指す鶴居村にとって、解決すべき大きな課題です。4月5月は、そんな若いタンチョウの群れを、農場から追払うお手伝いをしていました。その時に見かけたタンチョウは、立派な大人のタンチョウでしたが、1羽で水辺でお食事中でした。でも、タンチョウの世界でも「おひとりさま」が流行っている訳ではありませんよ。



1羽でお食事中のタンチョウ(4月26日下久著呂地区)

冬は給餌場を餌場にして集団で過ごすタンチョウですが、つがいのタンチョウは、春になるとなわばりの湿原に戻って営巣し、子育てをはじめます。これが「夏はふたりで冬はみんなで」ということです。そして、4月は抱卵の季節。この1羽のタンチョウは立派な大人で、つがい相手は卵を抱いているのです。冬、給餌場で見えるつがいのタンチョウは、いつも一緒に行動していて、とても仲良しです。でも、抱卵中は、卵をほったらかして2羽で巣から離れる訳にはいきません。1羽が卵を温めている間に、もう1羽が餌の豊富な水辺にやってきて、お食事をするのです。

タンチョウの抱卵は4月には始まりますが、6月に入っても卵を抱いているつがいがあります。もし、1羽で寂しく餌を探すタンチョウに出会ったら、心の中で「子育て頑張れ！」と応援してあげてください。そしてもし、小さなヒナを連れたタンチョウ家族に出会ったら、決して近づかないでそっと見守って下さいね。



6月のイベント



日時：6月16日 10:00～

第2回鶴居村議会定例会

場所：役場2階議場

日時：6月17日 10:00～

第2回鶴居村議会定例会

場所：役場2階議場

日時：6月18日 10:00～

第2回鶴居村議会定例会

場所：役場2階議場

日時：6月19日（土） 8:30～

わんぱくアドベンチャークラブ6月講座

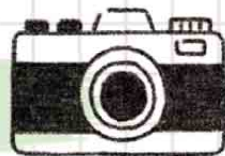
場所：ふるさと情報館みなく（集合場所）



編集後記

徐々にワクチンの接種が進み、本村でも75歳以上の高齢者の接種をスタートしていますが、それと同じくらいオリンピック・パラリンピックの動向は気になりますよね。世界のトップ選手達の戦いを日本で見られるのはとても魅力的ですが、安心安全のためには……なんて、色々気になりますね。でもせっかく開催するのならみんなが笑顔で出来るのが一番ですね（F）

今月号の表紙



村の広大な自然の中で大きな存在感を放つ立派な一本桜です。一本と聞くと寂しく感じるかもしれませんが、空と大地と桜の見事なコントラストが鶴居村の春の訪れをお知らせします。

寄付

ふるさと納税（4月分）

276件 3,058,000円

交通事故発生状況

（鶴居駐在所より状況提供）

令和3年1月からの発生件数

人身事故0件／物件事故20件

令和3年4月中の発生件数

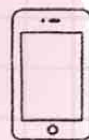
人身事故0件／物件事故4件

死亡事故ゼロの日 1,992日

（4月末現在）



地域おこし協力隊の活動はこちらから



ツイッター

フェイスブック



インスタグラム

ユーチューブ

